



今月の視点

593号

私たちの認知症への備え

～8人に1人(443万人、65歳以上)が発症～

政府は「認知症施策推進基本計画」をまとめ、近く閣議決定する予定です。認知症になっても、住み慣れた地域で得意なことや趣味を生かし、友人らと交流しながら暮らせるという「新しい認知症観」の普及を打ち出しました。

認知症の前段階とされる軽度認知障害(MCI)の高齢者(613万人)を含めると、約1200万人になり、誰もが認知症になりえます。

厚労省が公表した認知症施策に関する推計によると、2022年時点の認知症高齢者は443万人でした。65歳以上の8.1人に1人が発症している計算です。推計では2030年に高齢者の7人に1人、2060年には5.6人に1人が認知症になるとしています。

そこで、私たち経営者が認知症を発症してしまうと、法的行為ができなくなり、資産が凍結されてしまえば経営そのものが機能不全に陥ります。会社が直面する危機は大きく分けて、以下のようなことがあると言われてしています。

認知症にどのように備えるべきか、お互いに考えましょう。

(1) 契約行為における認知症の影響

まずは契約行為の問題です。何らかの契約に本人がハンコを押しても、その時点で認知症を発症して意思能力がないと判断されると、契約が認められず無効になってしまう可能性があります。逆に軽度の認知症になった経営者が、押すべきハンコを押さなくなる事態も考えられます。

(2) 中小企業の融資と信頼関係のリスク

また中小企業への融資は、銀行と社長の信頼関係で成り立っています。社長が認知症になれば運転資金の融資が受けられなくなり、来月にも資金繰りに困るかもしれません。まさに事業継続リスクそのものと言えます。

(3) 認知症による事業承継の障害、登記議事録の署名と押印

さらに事業承継の問題があります。認知症になれば議決権を行使できないため、社長が自社株の大半を持っているようなケースだと、議決に必要な定数を満たせず、二代目へのバトンタッチが難しくなります。株主総会の開催可能性や署名押印が問われます。事業承継にかかわらず、総会での議決が必要な経営判断すべてに同じことが言えます。

(4) 社長個人資産管理の課題

社長個人の資産管理の問題です。認知症になると法律行為を行えず、不動産や預貯金、自社株を処分できなくなります。対策が不十分なまま相続が発生してしまえば遺産相続分割協議は荒れる可能性が高いです。会社の土地・建物が個人名義であればそれも処分できません。いかに顧問税理士として完璧な資産プランを構築していても、それが、瓦解するリスクも否定できません。

(5) 認知症の発症時期特定の難しさと法的リスク

認知症のやっかいなところは、「いつから発症していたかが分からない」という点です。東証プライム上場の機械メーカー「澁谷工業」（金沢市）では昨年、認知症の疑いがあった前社長が行ったとされる3億円の寄付は無効だとして、遺族が病院に損害賠償を求める裁判を起こしています。前社長は亡くなる5ヶ月前に、入院していた病院に寄付していました。遺族側は「約2億円の借金を抱えていたのに3億円を寄付するのは極めて異常。患者の症状を病院が利用した」と主張しましたが、病院側は「寄付時にすでに認知症を発症していたという診断書がなければ問題はない」と反論しています。

徐々に病状が進む認知症が「いつ」発症したかを特定するのは難しいのです。そのため、こうしたトラブルが起きやすいのです。社長自身はしっかりしているつもりで遺言を残しても、その後に認知症と診断されてしまうと、遺言作成時の健康状態が問われかねません。実務でもこの点については微妙なところで、遺言の内容が単純か複雑か、書面に筆跡の乱れがないか、公正証書遺言であれば公証人とのコミュニケーションに不審な点はなかったかなど、状況証拠によりケースバイケースで判断されるようです。

認知症になってからでは何もかもが手遅れとなってしまうかもしれない点を踏まえ、重要なポイントは、発症する前に何らかの手立てを講じておくことです。発症後でも家庭裁判所を通じて法定後見人を付けるなどの対策は取れます。しかし事後の対応には労力がかかり、その後の財産管理も硬直的にならざるを得ません。

(6) 認知症対策としての民事信託や任意後見の活用

具体的な対策としては民事信託を用いたり、自社株に「経営者が認知症を発症したときは、後継者がその議決権を有する」といった制限を付けたりする対応が考えられます。また法定後見ほど制約の厳しくない「任意後見」を使う道もあるでしょう。家族信託（民事信託）も検討すべき法律行為です。

(7) 認知症保険の重要性と法人契約の増加

さらに認知症対策として存在感を増しつつある「認知症保険」についても触れておきます。認知症と判断されれば一時金、あるいは年金形式で、治療費やその後の介護費用を受け取れるというもので、2016年に太陽生命が販売して以来、契約者数を増やし、現在では多くの保険会社がさまざまな認知症保険を用意しています。

同保険については法人契約が可能なものもあり、会社が経営者個人に保険をかけ、受取人を会社にする形での契約も増えていると言います。他の掛け捨てタイプの保険と同様に、支払った保険料は会社の損金にできるため、社長の認知症リスクに備えながら顧問先の利益を圧縮することが可能です。

(8) 認知症対策の実態と意識ギャップ

認知症を自身にとって重いリスクと捉えている人は多いようです。太陽生命が21年に行ったアンケート調査では、複数の病気のうち最もなりたくないものとして「認知症」と答えた人が42.6%に上り、すべての世代で最も多かったのです。しかし一方で、何らかの認知症対策を講じているのは16%に過ぎませんでした。21年に生命保険文化センターが行った調査でも、認知症保険（特約を含む）に加入している世帯は6.6%にとどまっています。年収1千万円以上の世帯に限れば加入率は9.8%まで上がりますが、それでも法人・個人の資産に重大なリスクをもたらしかねない認知症への備えとしては、決して高い数字とはいえないでしょう。

(9) 認知症って、信仰を遅らせることができるらしいです。医師に相談です。

出所：そうぞく便り

- 最近忘れっぽくなっていませんか？
認知症は、病気の一つですが、痛みがあったり、急に体が動かないということはありません。
- 早期発見できれば、進行を遅らせることができます。老化とは違います。
- 認知症のトラブル被害の特徴は
本人がトラブルに遭っていることに気が付かない
はっきり断ることができない
トラブルに遭っても、恥ずかしくて誰にも相談できない
- そんなときには、親しい人や信頼できる人との間で、事務委任契約や任意後見契約を、早めに結んでおくと安心です。
お元気なうちから、日頃何かと話をしたりお世話をしたりしてもらっていると、少しの変化にも気付いてもらえて、詐欺などに引っかからないで済むのではないのでしょうか。
- 任意後見契約を結んでおいても、認知症にならないかもしれません。
無駄になってしまうと思わないで、念のための掛け捨ての保険のような気持ちで、万が一に備えておくと安心です。

(10) 今から始めたいボケ防止法（一例）

出所：プレジデント

- ① ベロ出し体操
舌骨の位置を正しく誤嚥を防ぐ
- ② 上あご押し体操
衰えがちな深層筋を鍛えて舌圧アップ！
- ③ ベロ回し体操
舌をぐるぐる回すだけ 脳の迷走神経を刺激
- ④ 耳たぶ体操
全体を揉みほぐすだけで脳の血流がアップ

(11) 老親をこっそり判定 認知症チェックリスト 10 出所：プレジデント

- 家族にこんな異変を感じたら
 - 家の中と敷地内が「ゴミ屋敷」になっている
 - 同じものを異常にたくさん買い集めている
 - 夏なのに冬物を着ている
 - 同じことを一日に何度も尋ねる
 - 家の近所で道に迷う
 - ゴルフ場で自分の打数を数えられない
 - 簡単な計算を間違える
 - お金の管理がずさんになる
 - 化粧や身だしなみに気を使わなくなる
 - 料理の味がまずくなる

1つ該当 ● 「軽度認知障害」の可能性 2つ以上該当 ● 専門医に相談を！

税理士視点からの認知症リスクへの対策促進

会社が認知症対策を怠ると、税理士として関与してきた相続税対策や事業承継プランが総崩れになる恐れがあります。最悪の場合、顧問先の経営が傾くという事態に発展する可能性もゼロではない。あらゆる事態を想定し、なるべく早く認知症対策に取り組むように、私たちはリスクを念頭に置き、お客様と接して行きましょう。

参考「税理士新聞」（令和6年10月15日号 一面）

ご意見・ご希望・お問い合わせをお待ちしています。

税理士法人みらい経営 石川光男

11月の税務と労務

令和6年9月の決算法人の確定申告、消費税など納税	期限（12月2日）
令和7年3月の決算法人の中間申告、納税	期限（12月2日）
令和7年3月の決算法人の消費税の中間申告	期限（12月2日）
令和6年10月分源泉所得税納付	期限（11月11日）

税理士法人みらい経営（発行元）

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士	石川光男
税理士	秋江みほ
社会保険労務士	小菅初子
社会保険労務士・中小企業診断士・行政書士	久野裕規

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

あがな 贖いの日々

後悔

W・T 20代 会社員

私は現在市原刑務所に服役中です。自分勝手な考えや行動から全く意識のない方を事件に巻き込み、その命を奪い、ご遺族には終わりのない深い悲しみと苦しみを与えてしまいました。事件当日、私は友人を迎えに行くことになっていました。

私の仕事が終わったのは午後11時少し前で、当初、友人を迎えに行くのは日付が変わった午前1時ごろの予定でした。そこで一度家に帰ってから迎えに行くことにしました。

ところが家に帰り、しばらくすると友人から「午前0時に仕事が終わる」となったと連絡が届きました。

この時、私は「今から行けば、ギリギリだけ急げば間に合う」と思い、家を出ていました。

この時に「少し遅れる」というメッセージを送っていたら、これほど急ぐこともなく、事件を起こさずに済んだかもしれません。

まず、これが1目の後悔です。

二目は車に乗り、タバコを吸おうとした時に、残りの本数が少ない事に気付きました。

そこで途中で買ったため寄り道をす

当時、友人関係でトラブルを起こしていたため、いつも利用している近所のコンビニを選択し、少し遠回りになるが別のコンビニに向かいました。

「時間はないが急げば間に合う」との考えが重大事件を起こすきっかけになるとは思ってもみませんでした。

コンビニに向かう途中の道路は、片側1車線で追い越し禁止になっていました。

私の前には台の車が走っていて、先を急ぐ私にはその車がとても遅く感じました。

そのため、前の車を追い越そうと対向車線に入り、逆走をはじめ、速度制限30キロメートルのところを60キロメートルから、さらに70キロメートルと速度を上げて行きました。

最終的には何キロまで速度を上げたのか分かりませんが、100キロメートルを超えていたと思います。

狭い通りで、かつ、暗く見通しも悪いのに、今更ながらそんな無謀運転を後悔しています。

前の車を追い越し、元の車線に戻ると、向々に道路が左にカーブしていき、速度が出てくる状態で曲がろうと

したため、リアタイヤが滑り、車体が左に傾き、フロントが歩道に向くと、大きな衝突音を立て、何かを跳ねてしまいました。

「もしかしら、人では？」と思いましたが、一瞬の出来事で何が起きたか理解できませんでした。

パニック状態に陥った私は、その場を立ち去りましたが、しばらく進んだところで、自らガードパイプに車をぶつけてしまいました。

今思えば、跳ねた相手を人だと確信し、「車をぶつけて自分も死のつとめ、咄嗟に取った行動だったかもしれない。」

その後車から這い出ると、自分で10番通報をし、警察が到着した後は一緒に現場に戻りました。

たった本の連絡もせず、自分の保身から無責任な行動を取ったがために、人ひとりの人生を終わらせ、将来の夢や楽しみを奪い、ご遺族には終わりのない悲しみと苦痛を与える事になりました。

私はその後逮捕されましたが、雇い主などのサポートにより5日後には釈放されました。

その後、弁護士に相談して謝罪したい旨を伝えましたが断られました。

事件から数年が経りましたが、私に出来たことは保険金を支払う事だけでした。

刑が下されるまでの間、ボランティア活動をしました。自分では償いの

意味を込めて行なっていました。けれども自己満足だったように思われます。今も、今後どうすれば良いのか答えは見つかっていません。

「あの時、どうしていたら」と今更ながら後悔する事ばかりです。

私は現在、過失運転致死罪、道路交通法違反で懲役2年8ヶ月の判決を受けて服役しています。この期間が自分にとってプラスになるかマイナスになるかは自分次第だと思っています。

私は、自分の無責任な行動から被害者のつつかない大切な命を奪い、ご遺族や関係者に多大なご迷惑をお掛けし、私の家族や周りの方々にも心配を掛けました。

これまで、事件を起こしたことで、たくさんの後悔をしてきましたが、これからは被害者のご冥福を祈り、ご遺族には自分のできる限りの償いを続けたいと思っています。

そして、この手記を読んだ皆さんには、二つの判断ミスが、その後の人生を大きく変えてしまったことを知って頂きたい思います。

① 交通事故はもうたくさん
② 二つ 東京交通安全協会発行「贖いの日々」から転載したものです。



令和三年五月、熊本県天草を舞台にした映画『のさりの島』が上映されました。

ストーリーは、オレオレ詐欺を繰り返す若い男が、天草の寂れた商店街に流れ着くところから始まります。そこで彼は、騙すつもりで老女に電話をかけますが、現金を持ってきた老女は彼を孫として受け入れます。こうして二人の奇妙な共同生活が始まり、やがて若い男はその暮らしに居心地の良さを感じるようになります。

映画の題名にもなっている「のさり」という言葉は、「のさる」「のさった」とも言われます。この言葉は、主に長崎県、熊本県、鹿児島県で使われる方言で、「天からの授かりもの」「運命」「幸運」などと訳されます。良いことが自分のもとに舞い込むと「のさった」、そうでないと「のさらんじやった」と使われることがあります。

ただし、「のさり」の方言を使用する地域の一部では、良いことも悪いこともすべてが「のさり」であると考えられています。すべてが天からの授かりものなので、良からぬことが起きて「のさらんかった」とは言わず、すべてを「のさり」として受け止める文化が根付いているのです。

冒頭で紹介した映画『のさりの島』の老女も、オレオレ詐欺を繰り返す若い男を、天からの授かりものとして受け入れたのかもしれません。

▼ 生活法則である純粹倫理を発見・唱導した丸山敏雄は、純情（すなお）な心を持ち



先人の知恵に学び、苦難は天からの授かりものと捉えよう

続けることを重要視しました。具体的には「ふんわりとやわらかで、何のこだわりも不足もなく、澄みきった張りきった心」を指します。さらに、これまで世に現われた偉人たちは、その分野にスナオであったからこそ、大成したのだと力強く述べています。では、スナオになるためには、日常生活でどのような実践をすればよいのでしょうか。丸山敏雄は著書の中で以下のように記しています。

「スナオ」、これは万物万象をそのまま受け入れる心である。【中略】そのまま受け入れることが「スナオの陰極」（受身のスナオさの極点）である。万境に順応して、そのまま受け入れるところに、生成発展の根本がある。大きな発動は、大きな受容によってはじめて可能である。『歓喜の人生』

目の前に現われたことをすべてそのまま受け入れることは、並大抵の心境ではできないでしょう。特に嫌なことや苦手なもの、また苦難が目の前にやってきたときには、逃げ出したくなるものです。

しかし、そうした時こそ、苦難を真正面から受け止め、なぜこの苦難がやってきたのかその本質を見極め、一つひとつ正しく切り開いていくことが重要です。

先人が培ってきた様々な精神文化、さらには、冒頭でも紹介した「のさり」のように、目の前に現われたことを天からの授かりものとして受け入れていきたいものです。